

江南市接続汚水ます等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）に基づき、公共下水道への接続の促進を図るため、接続汚水ます等を設置する者に対して交付する接続汚水ます等設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接続汚水ます等 江南市下水道条例（平成13年条例第28号）第5条第1項に規定する排水設備等と取付管を連結する接続汚水ます又は接続掃除口をいう。
- (2) 個人 生活若しくはそれに類する活動に起因し、又は付随する廃水を公共下水道により排除しようとする者をいう。
- (3) 事業者 事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水を公共下水道により排除しようとする者をいう。

(設置場所)

第3条 接続汚水ます等は、個人又は事業者が管理する敷地の境界線から1メートル以内で維持管理上支障のない場所に設置するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(接続汚水ます等の設置の個数)

第4条 補助金の交付の対象となる接続汚水ます等の設置個数は、1宅地1個とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助の対象)

第5条 補助金の交付の対象となる接続汚水ます等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が別に定める基準に適合するもの
- (2) 排水設備等の新設又は増設に伴い設置するもの
- (3) 市が設置した取付管に固着するもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、接続汚水ます等の設置に要する費用のうち、別表に

掲げる額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受け付けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に接続汚水ます等設置費補助金交付申請書（様式第1）と併せて江南市下水道条例施行規則（平成13年規則第34号。以下「規則」という。）第4条第1項の排水設備等計画確認申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、接続汚水ます等設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該決定に係る事業の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、接続汚水ます等設置費補助事業変更（中止）申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、接続汚水ます等設置費補助金交付変更通知書（様式第4）により、補助対象者に通知するものとする。

(工事の完了及び検査)

第10条 補助対象者は、接続汚水ます等設置が完了したときは、速やかに、規則第5条第1項の排水設備等工事完了届と併せて接続汚水ます等設置完了報告書（様式第5）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに受けなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに接続汚水ます等設置費補助金請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既

に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第9条第2項の規定により審査し、適当と認めた事業内容の変更等が工事予定期間に係る変更であって、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日を越えるものであるとき又はその日までに第10条第1項の検査に合格しなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、当該変更等が事業の中止であるときも同様とする。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、接続汚水ます等設置費補助金交付取消通知書（様式第7）により、補助対象者に通知するものとする。
- 4 第7条の規定は、第2項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた者が当該取消しに係る接続汚水ます等設置工事において再び補助金の交付を受けようとする場合に準用する。この場合において、同条中「第4条第1項の排水設備等計画確認申請書」とあるのは、「第4条第2項の排水設備等確認事項変更届」と読み替えるものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

設 置 者	補 助 金 額	基 本
事 業 者	20,000 円	接続汚水ます
個 人	10,000 円	接続掃除口

様式第 1 (第 7 条関係)

年 月 日

接続汚水ます等設置費補助金交付申請書

江 南 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

接続汚水ます等設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	江南市
交 付 申 請 額	金 円
接 続 方 法	<input type="checkbox"/> 掃 除 <input type="checkbox"/> 汚 水 ま す
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 一般家事用 <input type="checkbox"/> 営業兼家事用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 会社工場用 <input type="checkbox"/> 公会堂等 <input type="checkbox"/> 官 公 庁 <input type="checkbox"/> その他 ()
指 定 工 事 店 名	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第2（第8条関係）

第 号
年 月 日

接続汚水ます等設置費補助金交付（不交付）決定通知書

様

江 南 市 長 印

年 月 日付で申請のありました接続汚水ます等設置費補助金の交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 補助します <input type="checkbox"/> 補助できません
設 置 場 所	江南市
交 付 決 定 額	金 円
交 付 の 条 件	1. 設置工事の内容を変更し、又は設置工事を中止しようとするときは、事業変更（中止）申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2. 設置工事が完了したときは、速やかに設置完了報告書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。 3. 補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに検査に合格しなければ、補助金の交付の決定の取消しを受け、再度補助金の交付を申請しなければならない。
補 助 で き な い 場 合 の 理 由	

様式第3（第9条関係）

年 月 日

接続汚水ます等設置費補助事業変更（中止）申請書

江 南 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった接続汚水ます等設置工事を、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 中 止
設 置 場 所	江南市
変 更 事 項	
変 更（ 中 止 ）理 由	

様式第4（第9条関係）

第 号
年 月 日

接続汚水ます等設置費補助金交付変更通知書

様

江 南 市 長 印

年 月 日付け 第 号で通知しました接続汚水ます等設置費補助金の交付決定については、次のとおり変更しましたので通知します。

設 置 場 所	江南市
変 更 決 定 額	金 円
変 更 事 項	
変 更 理 由	
交 付 の 条 件	1. 設置工事が完了したときは、速やかに設置完了報告書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。 2. 補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに検査に合格しなければ、補助金の交付の決定の取消しを受け、再度補助金の交付を申請しなければならない。

様式第5（第10条関係）

年 月 日

接続汚水ます等設置完了報告書

江 南 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

接続汚水ます等設置工事が完了しましたので報告します。

設 置 場 所	江南市
交 付 決 定 額	金 円
接 続 方 法	<input type="checkbox"/> 掃 除 <input type="checkbox"/> 汚 水 ま す
排 水 区 分	<input type="checkbox"/> 一般家事用 <input type="checkbox"/> 営業兼家事用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 会社工場用 <input type="checkbox"/> 公会堂等 <input type="checkbox"/> 官 公 庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
指 定 工 事 店 名	
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

※下記欄は、記入しないでください

受 付	年 月 日	検 査 日	年 月 日
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	検 査 員	
指 示 事 項			

様式第 6 (第 11 条関係)

年 月 日

接続汚水ます等設置費補助金請求書

江 南 市 長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で額の決定のありました接続汚水ます等設置費補助金を次のとおり請求します。

設 置 場 所	江南市	
請 求 金 額	金 円	
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 支店 農協
	預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	フリガナ 口 座 名 義 人	

様式第7（第12条関係）

第 号
年 月 日

接続汚水ます等設置費補助金交付取消通知書

様

江 南 市 長 印

年 月 日付け 第 号で通知しました接続汚水ます等設置費補助金の交付決定については、次のとおり取り消しましたので通知します。

設 置 場 所	江南市
取 消 決 定 額	金 円
取 消 理 由	
再 交 付 の 条 件	